

新宿区公金管理方針

平成28年11月11日 区長決定
改正 令和5年11月28日 区長決定

1 目的

この方針は、新宿区会計管理者が管理する公金について、保管運用の原則及び方法を定めることを目的とする。

2 対象とする公金

- (1) この方針の対象とする公金は、歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金とする。
- (2) 歳計現金、歳入歳出外現金及び一時借入金については、日々の支払いにおける準備資金として効率的に管理するため、これらを一括して新宿区総合会計として保管する。
- (3) 基金のうち定額運用基金（国民健康保険高額療養費資金貸付基金、介護保険高額サービス費等資金貸付基金又は公共料金支払基金をいう。）は、一定額の原資金（基金）を直接に運用（貸付又は償還をいう。）するなど、歳計現金と同様の管理が必要であるため、これを新宿区総合会計で保管する。
- (4) 基金のうち、特定の目的で財産を維持管理するため及び資金を積み立てるために設置した積立基金は、より効率的な運用を図ることを目的に、新宿区総合基金として一括運用する。

3 公金の保管運用の基本原則

- (1) 元本を確実に保全するため、安全性を確保する。
- (2) 支払い等に支障が生じないように、流動性を確保する。
- (3) 安全性、流動性を十分確保した上で、運用収益を高めるため効率性に配慮する。

4 新宿区総合会計に属する公金の保管運用

総合会計に属する公金は、支払準備金等としての性格に鑑み、指定金融機関への普通預金により保管する。ただし、一定期間、余裕金が生じることが確実に見込まれる場合は、その余裕金を定期性預金により保管運用することができる。

5 新宿区総合基金に属する公金の保管運用

- (1) 総合基金に属する公金の保管運用方法及び保管運用先は会計管理者が決定し、運用先が指定金融機関以外の場合は区長に協議する。
- (2) 運用先が指定金融機関以外の場合の金融機関の選定
有人の店舗を有し、ディスクロージャー情報、株価等から評価し、及び分析して健全な経営状況にあり、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第66条の29の規定により信用格付業者登録簿に登録されている信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）の格付が、別表に定める基準に適合している金融機関とする。
- (3) 選定する金融商品
ア 指定金融機関への普通預金及び定期性預金並びに指定金融機関の発行する金融債券
イ 指定金融機関以外の金融機関への定期性預金並びに当該金融機関の発行する貸付信託受益証券及び金融債券

ウ 政府系金融機関（資本金額の過半を政府が出資している金融機関を含む）への定期性預金及び当該金融機関の発行する金融債券

エ 国債、地方債、政府保証債、財投機関債、地方公共団体金融機構債、電力、高速道路、空港等の公共的事業を行う事業会社が発行する社債

国債、地方債及び政府保証債を除く債券の発行体は、別表に定める基準に適合しているものとする。

（令和5・一部改正）

（4）保管運用方法

ア 定期性預金及び有価証券の保管運用期間は、概ね10年を上限とする。

イ 保管運用には、競争性に優れた引合方式及び機動性に優れた相対方式のうち、効率性の高い手法を用いる。

ウ 保管運用に当たっては、特定の金融機関又は金融商品への過度の集中を避けることとし、必要により預金額又は購入額の上限を設定することができる。

エ 定期性預金及び有価証券は、満期償還日まで保管する。ただし、次の場合に限り、預金の中途解約、有価証券の売却をすることができる。

（ア）公金の安全性を確保するために必要な場合

（イ）公金の流動性を確保するためにやむを得ない場合

（ウ）公金の安全性を確保しつつ、効率性を向上させるために金融商品を入れ替える場合

（エ）金融機関から中途解約の申出があった場合

（令和5・一部改正）

6 保管運用実績の公表

公金の保管運用実績は、毎年度、区民に公表する。

7 保管運用の協議組織

（1）この方針に基づく公金の保管運用方法等を協議する組織として、新宿区公金保管・運用委員会（以下「保管・運用委員会」という。）を設置する。

（2）保管・運用委員会の所掌事務、構成員などは別途定める。

別表（金融機関及び債券発行体選定基準）

運用期間	選定基準
1年まで	信用格付業者のうち少なくとも1社からA格以上の格付けを取得していること。
1年超	政府系金融機関（資本金額の過半を政府が出資している金融機関を含む。）であること又は信用格付業者のうち少なくとも2社からA格以上の格付けを取得していること。

附則 1 この方針は、平成28年12月1日から施行する。

2 新宿区公金の保管・運用方針（平成14年2月20日区長決定）及び新宿区公金の保管・運用基準（平成14年2月20日区長決定）は廃止する。

附則 この方針は、令和5年12月1日から施行する。

*歳計現金 … 一会計年度における一切の収入又は支出に係る、地方公共団体の所有に属する現金

*歳計外現金 … 地方公共団体の有する債権の担保及び法律又は政令により保管する地方公共団体の所有に属しない現金

*一時借入金 … 年度内における歳出予算内の支出現金の不足を補うために、借り入れる現金

*定額運用基金 … 特定の目的で定額の資金を運用するために設置した基金